警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の区分等

- (1) 講習の区分 新規取得講習及び追加取得講習
- (2) 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務のうち施設、空港保安、機械、 保安警備業務(以下「1号警備業務」という。)
- 2 実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
新規取得講習	平成20年2月19日(火)から	午前9時から午後5時まで	鳥取市東町一丁目 271
	同月 27 日(水)まで(日曜日及		鳥取県警察本部庁舎
	び土曜日を除く。)		3階第7会議室
追加取得講習	平成 20 年 2 月 22 日 (金)	午後1時から午後5時まで	
	同月 25 日 (月) から同月 27 日	午前9時から午後5時まで	
	(水) まで		

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20名程度
- (2) 追加取得講習 20名程度

4 講習事項

- (1) 新規取得講習
 - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - イ 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
 - ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

5 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ定める者とする。

- (1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法 第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
 - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1 年以上1号警備業務に従事しているもの
 - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」 という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事 しているもの

- (2) 追加取得講習 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの
- 6 受講申込書の受付期間

平成20年1月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署(持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。)

8 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付け、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 5の(1)のアに該当する者にあっては、1号警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (2) 5の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 5の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 5の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 5の(1)の才に該当する者にあっては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 5の(2)に該当する者にあっては、資格者証又は修了証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書
- 9 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- (1) 新規取得講習 47,000円
- (2) 追加取得講習 23,000円

10 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 0857-23-0110) にすること。